

○ 登録免許税法第4条第2項の規定により登録免許税の非課税措置を受けるために農林水産大臣等が発行する証明書の様式の変更について（平成 21 年3月 27 日付け 20 経営第 7040 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
証明書様式 登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願 番 号 年 月 日 農林水産大臣 都道府県知事 】 殿 住 所 団体名 会長理事 氏 名 別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の23の項の第3欄の第 号に規定する不動産に該当することを証明願います。 番 号 年 月 日 上記のとおり相違ないことを証明します。 農林水産大臣 都道府県知事 】 氏 名 (別紙) (略)	証明書様式 登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願 番 号 年 月 日 農林水産大臣 都道府県知事 】 殿 住 所 団体名 会長理事 氏 名 ㊞ 別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の23の項の第3欄の第 号に規定する不動産に該当することを証明願います。 番 号 年 月 日 上記のとおり相違ないことを証明します。 農林水産大臣 都道府県知事 】 氏 名 ㊞ (別紙) (略)

附 則

- 1 この通知は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。この場合において、押印は要しないものとする。